

学校体育へのダンス導入の理論的背景

—1904（明治37）年の体操遊戯取調委員が定めた
「運動遊戯」に着目して

A Study that Clarified the Theoretical Background to the Introduction of Dance into School Physical Education:
Focusing on the "Gymnastics Games" Established by the Gymnastics and Games Intake Committee in 1904

北村 桜*

KITAMURA, Sakura

【要旨】 本稿では、1904（明治37）年に発足した体操遊戯取調委員による共同著作『体育之理論及實際』を手がかりに、体操科の一項目として設定された「運動遊戯」の内容を検討し、学校体育に位置づいた舞踏的遊戯ないしダンスの特徴を明らかにする。その際、委員の一人であり「運動遊戯」について記述した心理学者・高島平三郎（1865-1946）の遊戯観を参照し、舞踏的遊戯が坐位の習慣から解放すること、また審美的情緒を養うことを目的とした部分に注目する。

とりわけ「乙 運動遊戯教授上ノ注意」の項では、学校で遊戯を教授する際、容儀動作が卑劣軽率に流れないように注意すべきだとする。特に、舞踏的遊戯に関しては、奨励すべき遊戯に「方舞」を、禁止すべき遊戯に「円舞」を設定する。高島の記述を見るに、容儀動作が「審美」的であるものが学校体育における遊戯に設定されたと考えられる。しかし、体操遊戯取調委員による「普通教育ニ於ケル体操遊戯取調報告」が『官報』に掲載された1906（明治39）年前後の遊戯書を3つ選定し、「方舞」と「円舞」の具体的な容儀動作の差異を検討すると、実際には容儀動作の差異はほとんどなく、少なくとも容儀動作を理由に教育的価値をもつ遊戯を設定したとはいえない。

キーワード: 体操遊戯取調委員、体操科、遊戯、ダンス、高島平三郎

はじめに

1900年代の学校体育において、体操とは異なった教育的価値をもつものとして、「運動遊戯」が登場した。本稿の目的は、この「運動遊戯」の導入の経緯を手がかりに、「運動遊戯」の一項目として現れた舞踏的遊戯ないしダンスの内実を検討することにある。

* 立教大学大学院文学研究科

具体的には、1904（明治37）年の体操遊戯取調委員の発足によって体操科に設定された「運動遊戯」の内容を、「運動遊戯」の理論を記述した心理学者・高島平三郎（1865-1946）¹の遊戯観と照らし合わせるという手続をとる。特に、体操遊戯取調委員の研究報告書である『体育之理論及実際』[井口ほか 1906]を検討し、「遊戯」が体操科の正課科目「運動遊戯」として成立したその背景に存在する理論を詳らかにする。

とりわけ本稿では、「運動遊戯」が体操科に正課科目として位置づけられるにあたって、奨励されるべき遊戯（「方舞」）と禁止すべき遊戯（「円舞」）とが分けられたこと、すなわち、ダンスが学校体育に導入される過程で、教育に相応しいダンスとそうではないダンスとが振り分けられていることに着目する。

従来のダンス研究では、学校体育におけるダンスは1947（昭和22）年「学校体育指導要綱」の作成・発行によって「遊戯」から「ダンス」へと転換したことが明らかとなっている[猪崎 2012]。戦前の「遊戯」は、唱歌教材に振り付けた既成作品を子どもに教授する学習内容であった。一方で、戦後は「遊戯」から「ダンス」に名称が変わっただけでなく、「ダンス」の項目の中に新しく「創作」が導入され、子ども自身が「創作」するダンス教育へと転換したとされる。

このような教師の教授から子ども自身の創作へと変容したダンス教育について、寺山由美は、戦前が既成作品を「与える」ダンス教育、戦後を子どもから作品を「引き出す」ダンス教育として語られることに疑問を呈する。すなわち、「引き出す」ダンス教育を戦後の産物として捉えるのではなく、明治期から昭和初期を通じて「与える」と「引き出す」ダンス教育が入り混じりながら展開していることを明らかにしている[寺山 2010]。

しかし、学校体育のダンスは、元来ダンスを踊る目的をもって取り入れられたというよりも、「遊戯」の一教材として出現していることに注目しなければならない。というのも、学校体育におけるダンス教育が「遊戯」の一項目として顕れている以上、「遊戯」の価値を保障するための一教材であったと考える必要があるからである。そのため、本稿では、ダンス作品を「与える」「引き出す」という枠組みの前提として、「遊戯」を構築する理論的背景を検討する。

以上の作業により、学校体育の「遊戯」の中に出現したダンスの特性を明らかにし、1900年代の学校体育の内容が検討されていく中で、「遊戯」の内容がダンス教育を担うようになった要因を詳らかにする²。

考察の流れは以下の通りである。第一に、体操遊戯取調委員による「遊戯」の具体的な方法案を検討する。とりわけ「運動遊戯」における理論的背景を当該委員である高島平三郎の著書を参照して、方法案の内実を見定める。第二に、体操遊戯取調委員によって刊行された報告書『体育之理論及実際』を検討し、「遊戯」には被教育者の精神を快活にするねらいがあったことを確認する。第三に、体操遊戯取調委員の「運動遊戯」によって奨励すべき遊戯としての「方舞」と、禁止すべき遊戯としての「円舞」の差異について検討する。最後に、学校体育の中で位置づけられた「遊戯」がダンス教育を包含し始めた理由として、「遊戯」に内在する「審美」がダンス教育に結びついたという仮説を提示する。これを通して、学校体育に位置づけられたダンス教育の原点を示したい。

1 体操遊戯取調委員が定めた「遊戯」の内容

1-1. 体操遊戯取調委員による遊戯の位置づけ

本節では、学校体育におけるダンス教育の基盤である「遊戯」に着目し、まず 1900 年代に体操科に置かれた「遊戯」のありようを明らかにする。次に 1904（明治 37）年の体操遊戯調査委員による「運動遊戯」の導入をダンス教育の始まりとして設定し、遊戯の内容にあるダンスの取り入れられ方を検討する。

小学校の正課科目として「体操科」に「遊戯」が取り入れられたのは、1881（明治 14）年「小学校教則綱領」である。「初等科ノ初ハ適宜ノ遊戯ヲ以テ之ニ充テ漸次徒手運動ニ及フヘシ中等科及高等科ニ至テハ兼テ器械運動ヲナサシムヘシ」[教育史編纂会 1964：256]とあるように、「体操科」における「遊戯」とは、器具を使用しない素手で行う体操である徒手運動の前段階として初等科に定められた。松沢平一によると、1900（明治 30）年代の長野県下で、それまでの体操教育に代わって遊戯教育が盛んになったという[松沢 1974：671]。ただし、教育的な遊戯は教師の監視下で行うものとされ、規律を重んじる傾向があったとされる。

また、野嶋政和は、1900 年代における学校の運動場の整備・展開を論じる上で、1904（明治 37）年の体操遊戯取調委員の発足によって、当時「正規の体操」がなかった学校教育の中に日常的な「遊び」が「遊戯」として設定されたと述べる。すなわち、日常の中で無意識的に行われていた「遊び」を教育の方法として落とし込んだという[野嶋 1996：30]。

たしかに、体操遊戯取調委員は、学校体育の目的を理論的に明らかにしながら、児童の「自治心ノ発達」を目指す「運動遊戯」を設けた[井口ほか 1906]。しかし、野嶋の解釈では、教育現場での「遊戯」が、自治心の発達とは無関係な単なる「遊び」と同等のものとして捉えられていたということになる。そうした背景もあってか、後述する 1906（明治 39）年に刊行された体操遊戯取調委員による報告書では、体育は「狭義即チ厳密ノ意義ニ於ケル体育ハ、学校其ノ他ノ設営ニ於テ、予め方案ヲ定メテ施ス所ノ運動」[同上：9]だと強調する。すなわち、この委員たちは日常的な「遊び」というよりも、学校教育のために予め方案を決め、それを体育における「運動遊戯」として設定しているのである。

次節では、単なる「遊び」から差異化を図った、教育目的のための「遊戯」の内実を検討したい。事実、『体育之理論及実際』の中で、教科にすべき「運動遊戯」と禁止すべき「運動遊戯」を分けて記述している[同上：355-356]。禁止すべき「運動遊戯」には、「囚人遊」といった「遊び」を挙げている。ここから、体育の教科として認められた「遊戯」と、反対に認められなかった「遊び」という視点から、1900-10 年代の学校体育における遊戯観のありようを示したい。

1-2. 体操遊戯取調委員・高島平三郎が定義した学校体育の「遊戯」

本節では、体操遊戯取調委員の委員である心理学者・高島平三郎（1865-1946）の遊戯観を照合しながら考察する。5 名の委員の中から、高島の論考に注目する理由は 2 つある。第一に、『体育之理論及実際』の中で運動遊戯の理論にあたる部分を執筆している点である。「運動遊戯ノ理論、体操教授上ノ注意（中略）体育史等ハ、高島平三郎之ヲ担当セリ」[同上：凡例 2]とあり、当委員による報告書の遊戯観が高島に依拠している可能性は大いにあるといえる。第二に、他の委員と比較して、高島の遊戯観は児童心理学を背景にしている点である。例えば、川瀬元九郎

(1871-1945)³も遊戯に言及した『体育学講義』[川瀬 1906]を著しているが、同書は身体の構造や筋肉の機能に基づく生理学的文献といえる。他方で高島は児童心理学の観点から遊戯を論考しており、身体と精神の相互作用を論じる点から、本稿では高島の遊戯観を用いて体操遊戯取調委員が定めた「遊戯」の内容を検討する。

まず、『体育之理論及實際』[井口ほか 1906]を参照し、学校体育に位置づいた「遊戯」の目的を検討する。この著作は、文部省体操遊戯取調委員である、井口あくり、可兒徳、川瀬元九郎、高島平三郎、坪井玄道による共著である。普通体操、兵式体操、スウェーデン体操、遊戯が混在した当時の学校体操の内容を整理し体系化するため、1904(明治37)年、文部省は体操遊戯取調委員会を置いた。37回の会合の末、1906(明治39)年1月15日、その報告が「普通教育ニ於ケル体操遊戯取調報告」(以下、「体操遊戯取調報告」と略す)として『官報』(付録、彙報欄)に掲載された。この掲載以来、体操教師からの質問が相次ぎ、その回答に忙殺されたため、多数の質問に回答するために本書を作成したのである。従来の体育書は単に運動法を羅列したものであり、理論の研究が乏しかったため、本書では理論と実際の運動法を提携することを目的としたのである[同上：序1-3]。

体操遊戯取調委員による報告書では体育の種類を、民間体育・軍隊体育・学校体育の3つとしている。1つ目の民間体育は家庭及び社会教育、2つ目の軍隊体育は兵士の教育に応用する体育だとする。そして3つ目の学校体育は体操と遊戯を包含するものとしており、児童の自然的発達を助ける目的を設定する。体操と遊戯は学校体育にのみ記載されており、これらは特殊な運動として技能を熟練させることが目的ではなく、「一般修練」を目的とした内容である[同上：10-12]。

上述の体育の分類は、高島の執筆部分にあたることを踏まえ、次に彼自身の著書を参照し、遊戯の理論的枠組みを考察する。高島は体育の方法の一つに「娯楽的体操」を挙げ、「是れは体操と云はんよりは寧ろ遊戯なり」[高島ほか 1908：19]とする。彼によれば、この「娯楽的体操」は、精神の愉快を目的においたものであり、自己の快樂や面白味によって行われる運動であるという。

高島が「娯楽的な体操」を遊戯として解釈している点から、遊戯は精神の愉快を目的にした運動として捉えられる。これに類似した内容が、『体育原理』[高島 1904]における自由運動の論述から読み取ることができる⁴。

自由運動ノ主ナルモノハ、遊戯及び散歩ナリトス。其ノ教育上ノ価値ハ、大体上随意筋ノ自由ナル運動ニ在リ。即チ体操ニ在リテハ、一定ノ規則ノ下ニ整齊的運動ヲ営マシメテ、各自ノ自由発動ヲ許サズト雖モ、遊戯及び散歩ハ之ニ反シテ各自ノ意思ノマ、ニ動作スルガ故ニ、体操ニ比スレバ、運動ノ種類及び其ノ変化非常ニ多ク、ヨク体操ノ動作ノ及バザル点ヲ補フコトヲ得ベシ [高島 1904：103-104]

高島は、自由運動の中に遊戯と散歩を位置づけ、遊戯は随意筋によるものだとする。そのため、自由運動としての遊戯を、体操の動作だけでは及ばない身心の諸領域を補うものとして示す。彼はこの自由運動に関して、生理的価値・心理的価値・道徳的価値の3つを論じており、遊戯の価値もこの内容に即しているといえる。

第一に、生理的価値では「下肢ノ運動ヲ要スル」[同上：105]ことが遊戯に必要であるとし、坐位の習慣によって下肢の発達を妨げることから脱しようとする。第二に、心理的価値では「天性ニ従ヒ、活発ニ種々ノ想像ヲ発起」[同上：106]するものとして遊戯を位置づける。特に、想像

によって行われることが元来の遊戯であるとする。例として日常的に児童が「英雄」等に扮することを挙げ、自己想像の発表こそ学校における遊戯として適当であるという。第三に、道徳的価値では、運動の最中に「協同一致ノ精神」[同上：107] が現れることを示す。遊戯を通して利害や苦楽を共にすることで、「忍耐・勇気・秩序」[同上：109] といった諸徳を養うことができるとする。

このような高島の論述から、体操のみでは到達し得ない価値を遊戯に見出していることがわかる。また、元来遊戯は日常の中で行われているとし、学校における遊戯も日常と同様に随意の発動によって行うものとする。随意の発動とは、自己の天性に従うものとされ、遊戯と快活さが結びつくのだという。

それでは、以上の考察を高島の遊戯観と照合し、体操遊戯取調委員による学校体育の位置づけを検討する。この委員は学校体育の内容は体操と遊戯であるとし、これらによって身体の自然的発達を助けることを目的とした。他方で、高島の論じる遊戯は、自由運動のうちの一つであり、生理的価値・心理的価値・道徳的価値を有するものであるとした。このことから、学校体育における遊戯は、坐位の習慣を脱し下肢の働きを活発にする生理的価値、「天性」に従って運動する心理的価値、そして「協同一致」をもたらす道徳的価値、これらの3つの価値を有することが示される⁵。

また、高島は、精神の愉快を目的とした「娯楽的体操」を遊戯として位置づけており、遊戯は自己の快楽に結びつくものとされる。しかし、この委員の学校体育の定義は、上述の通り「一般修練」を目的としている。このことから、「体操遊戯取調報告」における「運動遊戯」は、単に精神の愉快をもたらす部分を遊戯の価値として主張したとは考えづらい。

次項では、高島による「体操科」の目的を検討する。というのも、彼は学校体育における運動それ自体が「自然の優美なる姿勢」を保つことであると説いたからである。そこで、高島が「体操科」の目的を「自然の優美なる姿勢」を保つこととして設定しながらも、単に身体の運動だけでなく「精神の快活」を重視したことを確かめる。そして、身体と精神作用を関連させた「体操科」を目指すことで、随意筋の自由な運動である「遊戯」に価値を見出したことを論じ、第2節以降で検討する、体操遊戯取調委員による「運動遊戯」の背景として位置づけたい。

1-3. 高島の遊戯観——日本児童研究会での論稿からみる随意運動としての遊戯——

高島は、体操遊戯取調委員に任命される8年前の1896（明治29）年、心理学者である元良勇次郎（1858-1912）らと日本教育研究会（後の児童研究所→日本児童研究会→現在の日本児童学会）を創設した⁶。本項では「体操遊戯取調報告」が『官報』に掲載された1906（明治39）年と同時期の文献である、日本教育研究会刊行『児童研究』において論じられた、高島による「体操科」の目的を確かめる。この論述は「文部省に於ける体操遊戯調査委員の調査に係るもの最も其の要を得たれば左に之を掲げて説明を試みんとす」[高島 1906 a：6] とされ、体操遊戯取調委員の報告書の内容と合致する点からも、検討する意義がある。

高島によると、「体操科」の目的は大別して3つあり、①技術の修練、②身体の修練、③精神の修練であるという。これら3つの目的を達成するために、さらに8つの目的が提示されている⁷。最初に掲げられるのは「身体の動静を問はず常に自然の優美なる姿勢を保たしむること」[高島 1906 a：6（傍点原著）] という目的である。ここでは、身体の各部分が均等に発育すること

を目指しており、そのために身体の「自然の優美なる姿勢」を保つことを重視する。

自然の状態とは何か。即ち生理自然の姿勢にして屈曲偏倚等すべての人為の習慣并に他の事情のために自然的発育及び運動を妨げられざるを云ふ。自然の状態は即ち優美なる姿勢なり [同上：6]

高島は、「自然の状態」が「優美なる姿勢」であるとし、この身体の状態は学校体操によって被教育者に教えることが可能であるという。それは、彼が学校体操を「解剖生理」といった諸科学に基づくものと捉えていたからである。

ここでいう学校体操とは「科学的基礎の上に設定せられたる体操」であり、「民間に自然に行はるゝ随意運動及び運動遊戯」との差異化を図る。このとき、体操科の主たる目的である「自然なる優美の姿勢」を保つことは、前者によって達成されるという。すなわち、科学的基礎をもつ学校体操が、身体の各部を均斉に発育させ、被教育者に「自然の優美なる姿勢」を獲得させる。

では、遊戯の価値は学校体操と比較してどのように位置づけられるのか。高島は体操科の目的として、「精神の快活・従順・果斷・沈着・勇氣・忍耐の諸徳を養ひ注意・觀察・思考・斷定・想像等の諸作用を進むること」[同上：12（傍点原著）]を示し、これらは体操及び遊戯によって達成されるという。とりわけ、「決斷・沈着・勇氣・忍耐等の諸徳」は「競争遊戯」や「強激なる全身運動」によって養うべきであるといい、「思考即ち判斷・斷定推理等の作用」は「遊戯に於て最も善く養はれる」と主張する [同上：14]。

このような高島の論述から、体操科の目的は「自然の優美なる姿勢」を保つことだけでなく、精神作用と併せて構築されていることがわかる。

凡そ訓練上精神の快適を保持せしむるより大切なるはなし。蓋し常に快適の精神を保ちて人に接し、事物を処理するは、処身上最も必要なることなり。[同上：13]

彼は、快活なる精神によって、事物を処理することが可能となり、快活の心をもって人と接すればその結果も良好になるという。また、「何事をなすにも気力なく、人に接しても不快の感を与ふべし」[同上]とも述べ、精神の快活さは社交を進めるにあたって重要であり、快活な精神を保つことは品性の修養にもなり得るとする。

ここから、体操科の目的として、身体における「自然の優美なる姿勢」のみならず、事物を処理する際に必要な精神の快活さを保持することが掲げられる。後者の精神作用に関しては、遊戯が適当な運動方法として充てられる。したがって、体操科における遊戯の価値とは、快活なる精神によって健康なる身体がもたらされるという理論的背景に基づいていると結論できる。

彼は「体操科」によって身体の「自然の優美なる姿勢」を保つことを重視しており、科学的基礎をもつ学校体操によって各部を均斉に発育させようとした。そして、身体の発育は、精神作用と併せて達成されるという理論に基づき、遊戯によって精神の快活さを達成しようとする。つまり、高島は、体操科の目的を身体活動のみに留めるのではなく、精神作用と関連させて構築し、そのことによって遊戯の必要性を主張したのである。

次節では、体操遊戯取調委員が定めた「体操科」の目的、また「運動遊戯」の内容を検討する。高島の論じる遊戯は、科学的基礎をもつ学校体操と対置して「民間に自然に行はるゝ随意運動及び運動遊戯」と記述される。しかしながら、体操遊戯取調報告の「運動遊戯」は教科として位置づける必要性が示されており、単に民間で行われる運動をそのまま導入したとは言い難い。このことを踏まえて、「体操科」に「運動遊戯」が設定される過程で、体操遊戯取調委員が設定した

教科として奨励すべき遊戯が具体的にどのようなものだったのかを検討する。

2 学校体育の中の「体操科」に位置づく「運動遊戯」

2-1. 「体操科」の目的——教育的価値を帯びた「運動遊戯」の語られた方——

本節では、『体育之理論及實際』における「体操科」の目的を示し、「体操科」の中に位置づく「運動遊戯」の役割を検討する⁸。そして、第1節で論じた高島の遊戯観と、『体育之理論及實際』における「運動遊戯」の目的を比較し、「遊戯」が学校体操の一部として理論化された様相を明らかにする。

『体育之理論及實際』における「体操科」の目的は、第1節で確認した高島による『児童研究』第9巻第2号での論述と同じである。高島の論述は1906（明治39）年2月、当書は同年7月に刊行されていることから、高島の論述が先であり、体操遊戯取調委員によって示された体操科の目的が高島に依拠していることは明らかである。

先にも確認したが、「体操科」の目的は、第一に「身体ノ動静ヲ問ハズ、常ニ自然ノ優美ナル姿勢ヲ保タシムルコト」〔井口ほか 1906：16〕とし、身体の自然の優美なる姿勢を保つことであるという。そのため、身体の一部の動作に偏ることがなく、均整の取れた動作を必要としている。また、第二の目的として、「身体ノ各部ヲ均斉ニ發育セシムルコト」〔同上：18〕と続き、「左・右・前・後・俯仰・屈伸」〔同上：18〕といった身体をあらゆる方向に運動させることを重要視する。それは、身体の「自然的發育」が妨げられるべきではなく、「生理自然」の姿勢を保つべきだからである。そのため、「体操科」で教授する内容は、被教育者が日常生活においても応用できるような動作の方法を必要とした〔同上：19〕。

他方、「運動遊戯」の目的は、「活動的衝動ヲ満足セシメ運動ノ自由ト快感トニ由リテ体操科ノ目的ヲ達シ特ニ個性及ビ自治心ノ発達ニ資スルニアリ」〔井口ほか 1906：附録31〕である。ここでの遊戯とは、体操にはない固有の教育的価値があるものとし、特に「活動的衝動」「個性」といった自由な運動であることに重点を置いている。

この「体操科」と「運動遊戯」の目的を踏まえると、均整の取れた状態を保持しようとする点は、高島によって論じられた「体操科」の目的と通底している。身体の各部分をあらゆる方向に運動させ、自然な姿勢を保つことを目指している。その一方で、「運動遊戯」の目的が「個性及ビ自治心ノ発達」という記述は、教育的価値をもつ「遊戯」を論じる上で強調された部分であるといえる。すなわち、単に「自由」や「快感」による運動を奨励しているのではなく、遊戯によって得られる「自由」が被教育者の「自治心」を発達させることを主張する。つまり、運動そのものの直接的な効能よりも、その後に顕れる間接的な「自治心」を前面に押し出している。

次項では、このような「運動遊戯」における教育的価値の論点をより詳細に確かめるために、「運動遊戯」をさらに3つに細分化したそれぞれの運動内容について検討する。このことを通して、遊戯は「自治心」を発達させるという効果があるとする点が、各種目とどのように関係しているのかについて論じる。

2-2. 「運動遊戯」の細分化——「競争遊戯」「行進遊戯」「動作遊戯」の目的——

上述の通り、「運動遊戯」は個性や自治心の発達を強調するという、体操とは違った固有の価

値をもつものとして位置づけられている。その中でも遊戯の種類によって、順に「競争遊戯」「行進遊戯」「動作遊戯」の3つに細分化されている。

まず「競争遊戯」は、「綱引、毬送、「フートボール」、鬼遊ノ類」[同上：349]が挙げられ、「決断・沈着・勇気・忍耐等ノ諸徳」[同上：31]を養うことができる全身運動であるという。というのも、「競争遊戯」とは、勝負を制する運動内容であり、勝つためには「勇気・忍耐」[同上：31]を有する必要があるとするからである。また、「思慮シ決定シタル事ハ、敏捷ニ之ヲ行為ニ現ハシ得ルノ習慣ハ、吾人日常行事ノ際ニ於テモ、最モ必要ナルコトナリ」[同上：34]とし、「競争遊戯」等の運動は、日常生活において事物を処理する際に必要な、敏捷な判断力として応用できるものとされる。

また、この「競争遊戯」は女子の実用的運動としても取り上げられる。「女子ハ、生長シテ一般ニ家庭ノ整頓ニ従事スルモノナレバ、競争遊戯等ニ於テ、敏捷ニ而カモ静肅巧妙ニ、事物ヲ処理スルノ習慣ヲ得シメンコト」[同上：27]とする。女子は、将来家庭に従事すると捉えられており、家庭での整頓等に役立つ運動として論じられる。また、「競争遊戯」によって「同一利害」[同上：38]をもたらし、協同の精神を起こすとしており、これを「自然ノ美」による社交的感情の現れだとする。

次に「行進遊戯（行進運動）」は、「十字行進、踵趾行進、方舞ノ類」[同上：349]であるとする。主に女子又は幼年生に適する遊戯であるとし、規律や協同を学ぶだけでなく、審美的情緒を養うものとする。特に、行進は脚部を中心とした動作であるため、坐位の習慣が多い者に最良であるという [同上：352]。この行進遊戯こそが、舞踏的な内容のものであり、「方舞」「円舞」の名称が記述される。「方舞」「円舞」については後述するが、行進遊戯の内容は舞踏的遊戯、すなわちダンスの導入であることが明らかである。

最後に「動作遊戯」は、「桃太郎、池ノ鯉ノ類」[同上：349]とする。これは幼年に適したものであり、行進遊戯と目的は同じである。しかし、その内容は「池ノ鯉」等のその他の事物になりきって遊戯するものである。そのため、随意運動によって生じる精神作用である「想像」が養われる運動として「動作遊戯」を位置づける [同上：32]。具体的な遊戯の方法は、唱歌に合わせて振付を踊るものである (図1)。数字譜に歌詞が添付されており、拍子または歌詞の内容に合わせて「両肘ヲ十分後方ニ引き」[日本体育会編 1906：159]等の動作が記述される。

以上、3つに細分化された「運動遊戯」から、「競争遊戯」は「勇気・忍耐」を必要とすることから、協同の精神を養うとする。「行進遊戯」は脚部の特徴的な動きによって坐位の習慣から解放され、またその動きによって審美的情緒を養うとする。そして「動作遊戯」は幼年に適しているとされ、事物になりきることで精神作用の一つである「想像」が醸成されるというのである。

これまで「運動遊戯」の具体的な内容を確認し、教育的価値をもつ遊戯のありようを論じてきた。次に行うべき作業は、教育的価値をもつ遊戯に対して、教育に相応しくないとされた遊戯の内実を迫ることである。以下で

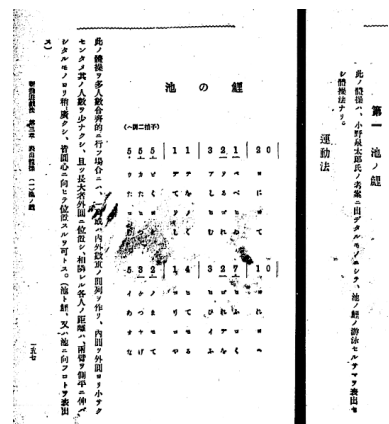


図1 『最新遊戯法』[日本体育会編 1906]「池ノ鯉」

は、ダンス教育と最も親近性が高い「行進遊戯」に属する「方舞」「円舞」が、奨励されるべき遊戯と教科に課すべきではない遊戯として振り分けられた理由を検討する。

2-3. 奨励されるべき「遊戯」と禁止されるべき「遊戯」

体操遊戯取調委員の報告書における「乙 運動遊戯教授上ノ注意」の中で、舞踏を運動遊戯として用いる際の注意点が記述される。

舞踏ヲ運動遊戯ニ用ヒントスルトキハ、其ノ選択ニ注意スベク、特ニ円舞ノ類ハ、学校ニ於テハ之ヲ課セザルベシ。[印刷局 1906：7]

ここでは、「円舞」の類は学校において課すべきではないとされ、適切な遊戯として除外されていることが示される¹⁰。前項では、教科に課すべき「行進遊戯」の例として、舞踏の一種である「方舞」が示されていることを確認した。それに対して、「円舞」がなぜ学校で課すべきではないとされたのか、その理由までは明記されていない。

関連する項目として、「遊戯ノ際ハ、容儀動作ニ注意シ、且劣卑軽率ニ流レザルヲ要ス」[同上：382-383]とある。遊戯の運動内容によって、被教育者の容儀動作が乱れることを危惧し、運動の最中にも品性を保つことを見据えている。

では、学校で教科に課すべき舞踏が、容儀動作によって導入の是非が決められたと捉えることは可能であるのか。ここで、高島による遊戯講演会の記録を参照したい。それは、高島は舞踏を優美なる運動として捉えており、体操遊戯取調委員が論じるところの「容儀動作ニ注意」することと結びつくからである。

学校で円舞を教へると弊があるから止さう、是には私も或制限の下に許して宜いと云ふ説でありましたけれども、多数で先づ止さうと云ふことになつたが、方舞は今迄の通り存してある、ア、云ふものは運動を優美にして往く、唯体操の中でも歩き方ばかりをするとゴツ、するやうになつて往かない、所謂優美に往かない、独逸でも女に体操をやらすことは非常に非難して、女に体操をやらしては往かないと今から四十年前は独逸でも批難があつた、優美を害する、所が豈計らんや、其仕方に依つて却つて優美になる、是は遊戯、今のやうな舞踏や所謂遊戯の範囲に属する所のもので優美と云ふことは得さすことが出来る、是は前の自然の優美なる姿勢と違ふ運動の優美である、[高島 1906b：47-48]

高島は、学校で「円舞」を教えることにデメリットがあると論じ、他方で「方舞」は優美であるため、女子に対する体操の代わりになるとしている。特に、舞踏における優美さとは、体操における「自然の優美」とは違い、運動そのものが優美であるとする。そのため、女子が体操をするあまり見栄えが良くないという問題を脱することができる点からも、舞踏による遊戯を推奨しているわけである。しかし、この論述から舞踏的遊戯の価値を読み取ることはできるものの、「方舞」に存在し、「円舞」に不在である要素の中身は判然としない。

方舞や舞踏のやうなことは調和運動なりに使つても宜い、舞踏の中で適當せるものが幾らもある(中略)体操は個々別々である、調和運動になると皆揃つて協同してやらなければならない場合が多いから、殊に同情と云ふことはそこで能く養へる、それから審美と云ふのは、今の舞踏や何かのやうなもので揃つて往けば運動が美しく往けば審美心が是では特に養へる、[同上：65-68]

あるいは、この高島の言及からも、体操にはない価値を「方舞」や舞踏に見出していることが

読み取れる。体操は個人が別々に行う動作であるが、舞踏の類は皆が協同するため、審美心が養えることを強調している。しかし、この高島の論考からも「円舞」を学校における遊戯から除外する理由についてはっきりと読み取ることが困難であるといえる。

「円舞」が学校教育に相応しい遊戯として認められなかった理由を明らかにすることは、教育的価値をもつ遊戯の内実に迫るための一手段であると考え。そこで、「円舞」は「劣卑軽率」に流れる遊戯として捉えられたのだと考えることで、学校体育の内容として必要となった遊戯の具体的な動作を検討したい。そのため、次節では、同時期に出版された具体的な運動方法が記述されている著書を取り出し、運動方法を詳らかにしながら学校教育に相応しいとされた遊戯の動作について論じる。

3. 遊戯書からみる「方舞」と「円舞」の差異——容儀動作の「審美」とは——

3-1. 本研究で検討する遊戯書の選定理由

本節では、体操遊戯取調報告書が『官報』に掲載される1906（明治39）年の前後に刊行された遊戯書・舞踏書を3つ選定し、「方舞」と「円舞」の差異を明らかにする。第2節で確認した通り、体操遊戯取調委員による報告書では、「運動遊戯」の中で取り分け舞踏を用いる際、正課科目に奨励するべきであるのは「方舞」であり、正課科目として好ましくないとされたのは「円舞」であった。以下に著書名、著者、出版年、「方舞」の内容、「円舞」の内容を表にまとめた（表1）。

本稿で3つの著書を選定した根拠を示すために、これらの刊行目的を簡単に論じていく。第一に『小学校に於ける体育的自然の遊戯 尋常小学の部』（以下、『体育的自然』と略す）[鳥居 1903（明治36）]の目的は以下の通りである。

一得アレパー失アルモノ是レ数ノ免レザル所ナル哉近時小学遊戯ノ日ニ盛況ヲ致スモノ慶賀セズシテ可ナランヤ。而モ顧ミテ其後ヲ思ヘバ徒ラニ新ヲ競ヒ奇ヲ求ムルノ弊亦是レニ伴ハズトモセズ。果シテ然ラバ這般幾多ノ遊戯ハ、其数ニ於テ富メリト雖ドモ其性ニ於テ貧キヤ明カナリ。（中略）一ハ以テ是レ等弊害ノ所因ヲ調査シ、他ハ以テ教育学説上穩健ノ見地ニ基キ、時代ガ将サニ要求スル適宜ニシテ而モ有益ナル遊戯法ノ考案ニ従事シ、今ヤ漸ク積ミテ本書ヲ成スニ至レリ。[9]

『体育的自然』では、小学校における遊戯は新しさを求めているが、その弊害について議論されてこなかったという。そのため本書では教育学説上、時代が要求する遊戯の方法を考案し、調査を重ねた結果をまとめる。また、序を執筆した一人に高島がいるという点も、本書を選定する理由として挙げられる¹¹⁾。

第二に、『袖珍舞踏必携』（以下、『袖珍』と略す）[福田 1904（明治37）]の目的は以下の通りである。

本書は、学校に於いて教師に就きて舞踏（Dance）を学ぶものゝ手記に代へ、予習又復習に供し、兼て教授上の助たらしめんがらめ編纂したるものにて、各生徒をして之を教場に携用せしめんとするものなり。[同上：1（括弧内原著）]

『袖珍』は、学校で教場に立つ教師がもつ指導書として発刊された。児童に教える前段階として、教師自身が舞踏を学ぶ必要があるとする。特に「行進遊戯」にあたる「方舞」「円舞」等の方法が記述されており、ステップや拍子とともに動きの流れを示す。

第三に、『最新遊戯法』(以下、『最新』と略す)[日本体育会編 1906(明治39)]の目的は以下の通りである。

然レドモ我が国ニ於テ遊戯ト汎称スルモノハ其ノ種類甚ダ多ク、從ヒテ從來ノ著書ハ概ネ其ノ一ニヲ説述セシニ過ギズシテ、遊戯ノ研究家モ亦其ノ實際家モ共ニ不便ヲ感ズルコト少ナカラズ。乃チ本会ハ此ノ不便ヲ除カンガ為メニ本書ヲ出版シ、今日我が国ニ行ハル、遊戯ト今後行フベキモノトヲ網羅シ、広ク世人ノ参考ニ供セントス。[序]

『最新』は、遊戯の研究が盛んに行われることで、遊戯の研究や実践の場がその数の多さに混乱したことを問題視し、網羅的な著作物を作成することに重点を置く。そのため、学校教育者が国民一般に普及できるような本著の内容を提示しようとしている。

これら3つの著書の刊行目的から、『体育的自然』は体操遊戯調査委員である高島平三郎が関与している点、『袖珍』は実際の学校現場で遊戯を実践するために著された点、『最新』は網羅的に遊戯研究を取り上げている点からすれば、本稿で検討することは妥当であると結論づけられる。以下、教育的価値を持つ遊戯の動作を検討する上で、「方舞」と「円舞」に関する具体的な動作の名称を3つの著作から簡単にまとめていく。

3-2. 遊戯書からみる「方舞」「円舞」の名称とその内容

本項では、3つの遊戯書から「方舞」「円舞」の具体的な動作の名称を抽出し、それぞれの舞踏的遊戯の特徴を検討する。

『体育的自然』『袖珍』『最新』の3つの著書から、「方舞」と「円舞」それぞれに属する舞踏的遊戯の名称を取り上げた(表1)。「方舞」と「円舞」の大きく違うところは、隊形の組み方であるといえる。「方舞」は2人1組の状態、四角形の線を意識して行進する隊形である(図2)。一方で、「円舞」は2人1組の状態、円形に立つ隊形である(図3)。

表1から、3つの著書に共通点の多い用語を取り上げていく。まず「方舞」における「クワドリール」「クロドリール」は、拍子に合わせて位置を交換する隊形変化を基本とする。8呼間または16呼間の拍子に合わせて、左右の生徒が入れ替わったり、組ごとに移動したりする動きである。

次に「円舞」における「ポルカ」「ツーステップ」は、ステップの具体的な方法を提示している。例えば、「ツーステップ」は前足に後ろ足を引き付けてホップする動きである。また、2人組で片手を組む際は、左に位置する生徒が右手を差し出し、右に位置する生徒の左手を受けるといった組み方も記述している[福田ほか 1904:28]。

このように、「方舞」は正方形の隊形を基本とし、「円舞」

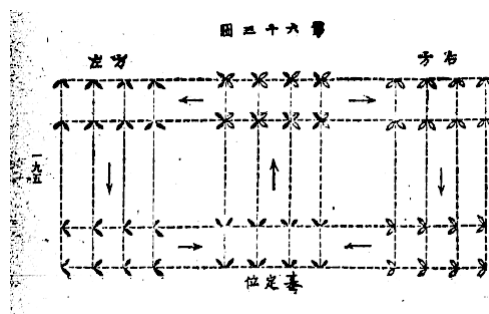


図2 『最新遊戯法』[日本体育会編 1906:195]
「舞踏的方形行進」



図3 『袖珍舞踏必携』[福田ほか 1904:28]「円舞」を参考にし、筆者作成。

著書名	『小学校に於ける体育的自の然の遊戯』尋常小学の部	『袖珍舞踏必携』	『最新遊戯法』
著者	鳥居百治	福田作太郎編	日本体育会編
出版年	1903（明治36）年	1904（明治37）年	1906（明治39）年
円舞	円舞の行進法 （洋式行進法）其一 第一 スタンペン／第二 ツッフガング／第三 ボルカ シリット／第四 ギャロップ （洋式行進法）其二 第一 シュトルヒガング／第 二 ツッフガング／第三 ウィーケガング／第四 シエ ンクホップス其一／第五 シ エンクホップス其二／第六 前後ニツッフガング （円陣的行進法） 第一 シヨッテシ 単式其一 ／第二 スケーチングダン ス／第三 クロスボルカ／第 四 ベビーボルカ／第五 ギャロップ行進 [212]	円舞（Round Dance） スプリングダンス／ボルカ／ マヅルカ／バーンダンス／ ツーステップ／ベルリンボル カ／アルセチャンボルカ／ワ ルツ [目次2]	円舞 スプリングダンス／バーンダ ンス／スケーチング／ダンス ／ボルカ／マーチ、ボルカ／ マヅルカ／ボルカマヅルカ／ ツー、ステップ／ウオルツ／ ガロップ／シヨッテシ／ライ ン、レシター／ベルリン、ポ ルカ／クロス、ボルカ／タン ツ、ライゲン [目次8-9]
方舞	方舞の行進法 第一 チエン行進／第二 セットタールン行進／第三 ムリ子行進／第四 十字バラ ンセ行進 [213]	方舞（Square Dance） クワドリール／カレドニアン ス／ランサーズ／ゼルマンラ ンサーズ／コチロン [目次1]	舞踏的方形行進 舞踏的十字行進／ボロネーズ ／シヨツチス／クロドリール ／カレドニアン／ランサーズ ／コチロン [目次8]

表1 「方舞」と「円舞」の内容

は円形の隊形を基本とするといった点で差異がみられる。共通している点は、どちらも2人1組になり、手を取り合って行進することである。このことから、単に身体の接触の有無によって学校教育に奨励すべき遊戯と禁止すべき遊戯が振り分けられたとは考え難い。そうであるならば、隊形の変化やステップの内容というよりも、容儀動作を創り出した思想あるいは「円舞」の社会的な役割を問題視している可能性が生じる。

「方舞」「円舞」の動作から、教育的価値をもつ遊戯とそうではない遊戯に振り分けられる要因を、動作そのものから導き出すことは難しい。そうなると、容儀動作が「審美的情緒」を養うか否かというよりも、動作の背景に存在する思想の問題を見据えていたと考えられる。次項で、高島による「審美」の論を取り上げ、禁止すべき遊戯を選定した理由を考察する。

3-3. 「円舞」の背景にある「審美」の問題——高島平三郎による論考を中心として——

本項では高島が論じる「審美」に着目し、教育的価値をもつ「運動遊戯」が設定された背景に身体と精神との相互作用が関係することを示す。彼は『体育原理』[1904]における「審美」の項で、「人ノ思想・感情ガ、容貌・態度ニ影響スルコトノ著シキ」[15]と説く。

体育ニ由リテ修養スベキ人体美ハ、単ニ筋肉・血色ノミナラズ、其ノ感情ノ発現ヨリ、間接ニ影響シテハ、実ニ其ノ面貌・態度ヲモ、ヨク優美高尚ナラシメ得ベシ [同上：15]

身体の修養によって諸機能の活動や筋肉の発育を充分にすることは「人体美」としての「審美」とであるという。他方で、「人体美」を修養することは、間接的に感情の表出にも影響を及ぼすのだという。すなわち、体育の目的とは、身体の修養のみならず精神の修養にも作用しており、愉快の感情が表出することで全身の筋肉活動にも影響するというのである。

このことから、「円舞」を禁止すべき遊戯とした背景には、容儀動作の「審美」だけでなく、容儀動作を創り出した背景にある思想、ないし容儀動作によって誘発される思想に問題を置いたという仮説が生まれる。それは、身体と精神が相互に影響し合うことを体育の目的を語る上での理論的枠組みとして設定しているからであり、容儀動作が悪しき思想を生むことや、反対に悪しき思想によって身体が優美から遠ざかることを危惧したといえる。

この点に関して、高島は「審美」に続く「風紀」の項において、社会の風教を害するような「悪戯」が生じる原因は「本能的活動力」を発散する場がないからだとする。そのため、体育における遊戯は、この「本能的活動力」を発散する場として利用するべきであるという。また、各市町村に運動場を設けることで、遊戯を日常的に行うことを推奨し、それによって「悪戯」等の暴発を予防しようとする [同上：18-20]。

ただ、ここで留意しておきたいのが、日常的な遊戯の中でも、「欲情」を誘発するような内容を禁じようとする点である。「性育論」の項では「絵画・小説・談話等ニ注意シ、スベテ卑野ナルモノヲ避ケテ、高尚ナルモノニ親マシムルコト」[同上：225] や、「漫リニ寄席・演劇等ニ出入セシメザルコト」[同上] と述べており、精神作用の修養とは「欲情」を刺激したり誘発したりする対象物から青年を遠ざけることでもあるという。すなわち、体育の目的である精神の修養は、「本能的活動」である遊戯を行うことによって「悪戯」に転じることを忌避し、「欲情」を誘発しないよう精神を訓練するという二面性を抱えている。

最後に、「方舞」と「円舞」には隊形上の差異はみられるものの、2人1組で手を取り合うといった身体の接触に関しては共通しており、単に容儀動作を「劣卑軽率」として捉えたとは言い難い。第2節で論じたように、高島は舞踏的遊戯ないしダンスに対して、集団の調和をもたらすことや脚部の発育に有効であることに価値を置いている。「方舞」が「運動の優美」とであると見なしたことは、容儀動作の「審美」によって「人体美」を獲得するだけでなく、間接的に思想や態度にも優美さが顕れることを見据えていたといえよう。そうであるならば、「円舞」が教科に課すべきではないとされた理由も、「審美」や「風紀」、「欲情」といった観点から考察可能であるといえる。

おわりに

以上の考察によって、体操遊戯取調委員が体操科に位置づけた「運動遊戯」は、従来の体操に代わった随意による「自由」「快活」を目的とした運動であることが明らかとなった。舞踏的遊戯ないしダンスは主に「方舞」が正課科目として奨励され、女子の体操に代わる運動、また調和の精神を養うものとして学校体育に位置づいたのである。

その一方で、学校において禁止すべき遊戯がはっきりと記述され、遊戯が「劣卑軽率」に流れることを危惧している。本稿では禁止すべき遊戯の中でも「円舞」を取り上げたが、容儀動作か

らは「劣卑軽率」な側面が明確には浮かび上がってこなかった。

では、「円舞」が学校における遊戯として忌避された理由はどこにあるのか。その一つとして挙げられるのが、「審美」から遠ざかる、風紀を乱す遊戯の否定である。学校という教育の場において相応しい遊戯を選択するにあたって、規律を乱すことは忌避されたと考えるのが妥当である。そこには、容儀動作による「審美」だけでなく、容儀動作を創り出した思想が関係しているといえる。「方舞」と「円舞」どちらの舞踏的遊戯も、互いに手を取り合うことは共通しており、列をなして行進することも同様である。そうであるならば、単に容儀動作の差異によって遊戯の教育的価値を認めたと言い切ることは困難である。そのため、遊戯を創り出した思想や社会的背景における「審美」との関連から、教育的価値をもつ遊戯の内実について検討する必要がある。

体操遊戯取調委員の報告書が『官報』に掲載された7年後、1913（大正2）年に文部省は「学校体操教授要目」（文部省訓令第一号）を定め、遊戯の項目は「競争ヲ主トスル遊戯」「発表的動作ヲ主トスル遊戯」「行進ヲ主トスル遊戯」の3つに改めて分類される。この要目の選定には体育学者・永井道明が携わっており、舞踏的遊戯の導入に対して消極的であったことから、簡易な行進法を取り入れたとされる〔村山 2000：146〕。舞踏的遊戯は、学校体育における運動として除外される傾向にありながら、その理由は明確に説明されてきていない。学校体育におけるダンスの動作は、教育的価値を見出すことによって、はじめて教育現場に導入される過程が存在する。あくまで目的は学校体育の遂行であり、その一項目として行進法は奨励され、反対に「劣卑軽率」と見なされる動作は禁止される。

現行の『小学校学習指導要領解説体育編』では、小学校5・6年生の「ダンス」の項目に「フォークダンス」が設定されている〔文部科学省 2017：148〕。ここでは、「コロブチカ（ロシア）」等の踊りが取り上げられ、パートナーと軽快なステップで動きを合わせることに、仲間と助け合い交流することがねらいとなっている。現在では、「審美的情緒」を養うような美的な動作に価値を置くというよりも、外国の文化に触れて伝統的な文化を尊重する態度を育てることに重きを置いている。「フォークダンス」それ自体は現在にも引き継がれているが、1904（明治37）年に体操遊戯取調委員によって学校体育に位置づいた舞踏的遊戯ないしダンスは、脚部の「自然な優美」としての発育や「審美心」を養うという教育的価値が付随することで学校体育の一部に位置づけられる内実が伴う。

最後に、1900-10年代の学校体育における舞踏的遊戯ないしダンスの導入に関して、どのような容儀動作や思想が児童の「審美」を養うとしたのか、また当時の風紀上の問題と舞踏形式の選定理由の関係性等については、今後の課題としたい。

- 1 高島平三郎(1885-1946)は、本郷駒込に生まれ、1872年に広島県福山の誠之館に入学し、翌年から福山西町上小学校に学ぶ。士族家庭教育の影響を受けながら14歳で母校の授業生となり、広島県内の小学校教育に従事する。1887年に上京し、東京高等師範学校附属小学校、学習院、東洋大学などで教鞭をとった。主な著書に『家庭及び家庭教育』(1912)、『家庭に於ける児童教育』(1921)がある。
- 2 松本千代栄と香山知子は、明治期の舞踏的遊戯について当時の遊戯書を隊形変化系とフォーク・スクウェア系の2つの分類から検討する。隊形変化については1900年代になると手を取り合って組を作り行進する動きが増えるという。フォーク・スクウェア系は、1903年以降に円舞が増加しており、これを体操遊戯取調委員の影響とする〔松本・香山 1981：3〕。しかし、当委員の報告書において禁止

- すべき遊戯に円舞を取り上げている側面を考慮しておらず、検討の余地があるといえる。
- 3 川瀬元九郎 (1871-1945) の『体育学講義』[1906] では、「女子は一般に柔弱にして動作精確ならず、姿勢は優美と言はんよりは、寧ろ筋力薄弱なるが為に、力を多く要せざる運動を愛するの傾向あり」[71] というように、男女それぞれの筋力の程度によって運動方法を設定しようとする。川瀬は 1895 年 9 月からボストン大学医学部に入学し、筋力検査や医療体操の方法を獲得した。このような川瀬の医療的知見は、学校体育の体操及び遊戯の系譜を論じる上で必要不可欠であり、この点は別稿にて論じることとする。
 - 4 高島の『体育原理』[1906] については、佐々木究の先行研究が存在する。高島は身体への直接的な効果を目指す三育的な「体育」の意義を保持しつつ、経験科学に基づく心身関係論を用いた「新しい意味」での「体育」を展開しているという。すなわち、生理学や心理学の進歩により、身体活動が精神生活全体の基礎であることを示している [佐々木 2019 : 625]。高島による生理学的解釈と遊戯の関係性については、遊戯が快活さをもたらすという高島の論述からも読み取れる。
 - 5 大後戸一樹は、体操遊戯取調委員会が当時の管理主義的な指導を批判し、子どもの興味に即した自然活動を可能にする遊戯の教育的価値を、生理学・解剖学の面から紹介したとする。また、単純な運動から複雑な運動へと運動の発達形式が明示されているという理由から、体操の内容にスウェーデン式体操を採用したとする。このスウェーデン式体操と適合するように遊戯は取り入れられたが、訓育的な側面から教育的価値を主張することはできず、生理学的な効果を主張することで体操科に位置づいたとする [大後戸 1994 : 76]。
 - 6 清水乞の先行研究では、高島平三郎と元良勇次郎の間には親密な関係があったことが指摘されており、大学関係者でもない高島が元良の自宅において研究会に参加していたことが明らかとなっている。そこで心理学者・松本孝次郎 (1870-1932) と児童心理学者・塚原政次 (1871-1946) を加えた 4 名が結束し、後の「日本児童学会」が創設されたとする [清水 2010 : 102]。
 - 7 本稿では 2 つ取り上げたが、その他「身体各部を均齊に發育せしむること」「全身の健康を保持増進すること」「四肢の使用に際して強壯耐久機敏を斯すること」「生涯中最も多く遭遇すべき運動、特に職業及び兵役の業務に服するに適すべき練習を与ふること」「意思を敏速且つ精密に実行し得べしからしむること」「規律を守り協同を尚ぶの習慣を養ふこと」の 6 つが示される [高島 1906a (傍点原著)]。
 - 8 「運動遊戯」の名称の由来の一つに、*Gymnastik, Out of Door Recreation* の翻訳書である『体操及戸外遊戯』[チャンブル、W (漢加欺底爾訳) 1884-1885] 中の「嬉戯運動」挙げられる。野田寿美子は、翻訳書の「嬉戯運動」を「運動遊戯」と解釈し、日本人の親に向けて娯楽や気晴らし (Amusement, Recreation, Diversion) に対する認識を強化する目的があったとする [野田 1997 : 111]。翻訳者はオランダ人のファン・カステル (漢加欺底爾) であり、この点は橋本 [1995]、長沼 [2014] などを参照。
 - 9 主に「行進遊戯」と記述されるが、3箇所のみ「行進運動」と記述される。ここでは同義として取り扱う。
 - 10 村山茂代によると、体操遊戯取調委員が「円舞」を除いたことに関して、女子高等師範学校教師県ならびに東京女子体操音楽学校学監・高橋忠次郎 (1870-1913) が『理論實際小学遊戯教科書 理論部』[1906] にて批判したとする記述がある [村山 2000 : 100]。高橋は「円舞」における舞踏的姿勢が否定されるなら、行進遊戯それ自体の対向姿勢が批判される必要があるとし、当委員の真意が掴めないとする [高橋 1906 : 177-178]。この高橋による体操遊戯取調委員への批判は重要であるため、今後の課題としたい。
 - 11 高島は序に「児童は遊戯に由りて常に身体を強健ならしむるのみならず。又感覚、想像、思考、意思、美的情操、同情、愛情等あらゆる精神作用を修養す。加ふるに遊戯は一般に自由発動を許すを以て、児童の気質偏性悪癖等あらゆる傾向を発現して、美醜ともに隠す所なし。故に学校に於ける訓練に取りては適当なる機会なりとす。」[高島 1903 : 3] と述べており、精神作用を修養する点で遊戯の必要性を示している。

〔引用・参考文献〕

- 井口あくり・可兒徳・川瀬元九郎・高島平三郎・坪井玄道『体育之理論及實際』国光社、1906年。
- 猪崎弥生『開かれた身体を求めて——舞踊学へのプレリュード——』一二三書房、2012年。
- 印刷局『官報』第6760号附録、印刷局、1906年1月15日、1-8頁（「○普通教育ニ於ケル体操遊戯取調報告」）。
- 大後戸一樹「『体操遊戯取調委員会』に関する一考察：明治30年代の遊戯研究との関連を中心に」広島体育学会『広島体育学研究』第20号、1994年、73-78頁。
- 川瀬元九郎『体育学講義』開発社、1906年。
- 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第2巻、龍吟社、1938年。
- 小林輝行「高島平三郎」唐澤富太郎編『図説教育人物事典——日本教育史のなかの教育者群像——』下巻、ぎょうせい、1984年、787-788頁。
- 佐々木究「高島平三郎における体育の基盤的論理の探求」日本体育・スポーツ哲学学会『体育・スポーツ哲学研究』第39巻第1号、2019年、19-29頁。
- 鈴木康史『近代日本における身体観の変容に関する研究：身体と倫理』筑波大学博士論文（体育科学）、甲第2190号、1999年。
- 清水乞「日本児童研究会（日本児童学会）と哲学館（東洋大学）」東洋大学井上円了記念学術センター『井上円了センター年報』第19号、2010年、101-135頁。
- 高島平三郎『体育原理』育英者、1904年。
- 高島平三郎「学校児童に課する体操科の目的に就きて」『児童研究』第9巻第2号、日本児童学会、1906年a、6-17頁。
- 高島平三郎「体育原理」『小学校体操遊戯講習会科外講演集』体育研究会、1906年b、25-160頁。
- 高島平三郎・富永岩太郎『体操及遊戯法精義 前編体操の部』同文館、1908年。
- 高橋忠次郎『理論実際小学遊戯教科書 理論之部』榊原文盛堂、1906年。
- 高橋春子「高島平三郎の遊戯論に関する一考察」中京大学学術研究会『中京大学体育学論叢』第35巻第2号、1994年、13-25頁。
- 竹之下休蔵・岸野雄三『近代日本学校体育史』東洋館出版社、1959年。
- チャンブル、ウィルヘルム「体操及戸外遊戯」漢加欺底爾訳、チャンブル、ウィルヘルム・チャンブル、ロベルト編『百科全書』下巻、文部省摘訳、丸善、1884-1885年、939-1034頁。
- 寺山由美「創作を主とする舞踊教育の生成過程——「与える」から「引き出す」授業への萌芽——」舞踊研究会『舞踊教育学研究』第12号、2010年、5-18頁。
- 鳥居百治『小学校に於ける体育的自然の遊戯 尋常小学之部』、榊原文盛堂、1903年。
- 長沼美香子「身体教育という近代——文部省『百科全書』の翻訳語から見えてくるもの——」言語態研究会『言語態』第13巻、2014年、7-26頁。
- 日本体育会編『最新遊戯法』育英舎、1906年。
- 野嶋政和「明治末期における都市公園の近代化と学校体育」日本造園学会『ランドスケープ研究』第59巻第5号、1996年、29-32頁。
- 野田寿美子「明治初期における「遊戯」の名辞に関する歴史的考察」埼玉大学紀要教育学部（教育科学Ⅱ）第46巻第1号、1997年、109-117頁。
- 橋本美保「明治初期における西洋教育書の翻訳事情：オランダ人ファン・カステルを中心にして」教育史学会『日本の教育史学』第38巻、1995年、24-40頁。
- 福田作太郎『袖珍舞踏必携』図書協会、1904年。
- 松沢平一「第八章 体操衛生教育」長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第5巻 教育課程編2、長野県教育史刊行会、1974年、623-802頁。
- 松本千代栄・香山知子「明治期の舞踏的遊戯——その精神と技術の様相——」舞踊学会『舞踊学』第4号、1981年、1-9頁。

村山茂代『明治期ダンスの史的研究——大正2年学校体操教授要目成立に至るダンスの導入と展開——』不味堂出版、2000年。
文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編』東洋館出版社、2017年。

〔付記〕

- ・本稿は、教委育思想史学会第33回大会コロキウム「教育実践をめぐる「遊び」概念の検討——教育実践における造形遊び・体育科ダンス・ビデオゲームの思想に触れる——」(2023年9月17日)において発表した「教育政策からみた学校体育におけるダンス導入の経緯——1904（明治37）年の体操遊戯取調委員が定めた「運動遊戯」を中心として——」の報告原稿に加筆修正を施したものである。
- ・一部を除いて旧字体は新字体に改めた。
- ・図1、2の出典は国立国会図書館ウェブサイト (<https://dl.ndl.go.jp/pid/859986/1/1>) である。

〔謝辞〕

- ・本研究は立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）の助成を受けている。